

4. 水環境保全の目標(1)人の健康の保護に関する環境基準(今後の取組の進め方)

資料5-3

①取組内容

- 要監視項目等について、常時監視を行う必要のある項目の検討
 水環境中のリスク指標としてどこまで対象とするのか、排水規制等の対策の必要性の判断をどのように行うか、などの考え方を整理した上で、環境基準項目、要監視項目の項目追加等の見直しを行う。
- 化学物質のリスク管理の推進
 化学物質の毒性情報については、水質環境基準の策定のみならず各所で試験等が行われており、これら毒性情報の整理と情報共有に係る考え方の整理を行う。
 他媒体(大気、土壌等)におけるリスク管理を踏まえつつ、水環境保全を目標としたリスク管理手法(排出規制、総量規制など)の考え方を整理する。
- 排出形態を踏まえた評価方法・測定方法の検討
 農薬など使用・排出形態が特有の物質に関して、環境への影響評価の考え方の整理を行う。また、使用・排出形態に応じた測定方法や評価方法を整理する。
- 以上について、水質環境基準(健康項目)等検討委員会(座長:森田愛媛大教授)で検討。
- 健康項目の見直しに関する検討(中環審環境基準健康項目専門委員会(委員長:須藤東北大学大学院客員教授)
 WHOなど国際的な動向及び国内データの蓄積を踏まえ、環境基準健康項目の追加等の検討を引き続き行う。

②目標と手順

目標と手順	目標	手順
常時監視の必要のある項目の検討	要監視項目、要調査項目のモニタリングと項目見直し	水環境中のモニタリングを行うべき項目の考え方の整理 水環境における対策目標としての環境基準の在り方の整理
化学物質のリスク管理	毒性情報の共有化などによるリスク管理の推進	毒性情報の整理 他の毒性評価施策との情報共有に関する検討 他法令との連携に関する検討 水環境中における対策に関する検討
評価方法・測定方法の検討	曝露性の異なる物質のリスク評価検討	化学物質の排出形態の整理、評価・測定方法の検討 評価・測定方法の検討
健康項目の見直し	毒性情報等の知見に基づく逐次見直し	1,4-ジオキサン等の基準設定 中環審での検討 中央環境審議会での検討

4. 水環境保全の目標(2)生活環境の保全に関する環境基準

①取組内容

- 新規環境基準項目及びCOD/BODの補完指標や望ましい衛生指標の検討(生活環境項目新規基準等検討会(座長:岡田広島大教授))

海域の底層DO、透明度に係る環境基準項目化に向けて、必要な検討を行う。また、湖沼の底層DO、透明度を含め、連続測定データの収集など必要な情報を収集、整理し、COD等を補完する指標の検討を行う。

その他のCODやBODを補完する指標や衛生指標についても、望ましい水環境として目指すべき方向性や改善すべき水環境の条件などを整理して基準化の検討を行う。
- 汽水域における水生生物保全の考え方や工事アセスに係る望ましい基準のあり方について、その方向性を検討する。
- 水生生物に対する毒性情報等を踏まえ、新たな水生生物の保全に係る環境基準項目の追加の検討等を行う。(水生生物保全に係る水質目標値検討会(座長:須藤東北大学大学院客員教授)、ほか)
- 環境基準類型指定の新たなあてはめ及び見直しの検討(中環審陸域環境基準専門委員会、同水生生物保全環境基準類型指定専門委員会)

水生生物の保全に係る環境基準の類型指定については、国が指定することとされている47の水域について類型指定を終えるよう検討を進めるとともに、都道府県が類型指定する水域について、指定状況の把握等を行う。また、これらの類型指定を踏まえて、水生生物の保全に係る環境基準の考え方についてフォローアップする。

BODやCODなどの生活環境項目に係る類型指定の見直しについては、上位類型の基準を満足している水域など、水質の実態等を踏まえて必要な見直しを行う。

②目標と手順

	目標	手順							
新たな基準項目や指標の検討	生活環境項目の新規項目(衛生指標、底層DO、透明度等)	生活環境項目の見直しを行う(衛生指標、底層DO、透明度、CODに代わる指標)	閉鎖性海域中長期ビジョンにおける目標値提示 利水目的、状態指標などに関する検討整理	基準検討項目の選定	自治体等における基準検討項目の測定		自治体等における環境基準項目の測定		
	汽水域の扱い	汽水域の類型区分に関する知見集積		現在の課題の整理、測定方法、測定地点、評価方法の検討	基準策定に当たったの課題抽出	環境基準項目として検討、策定	中央環境審議会等での検討		
	工事アセス等の扱い	公示アセス等における環境基準の適用の整理		望ましい基準のあり方の検討及びデータ収集					
	水生生物保全の新規項目	全垂鉛に続く水生生物保全環境基準項目の策定	追加項目に係る情報収集等(毒性試験実施を含む)	追加項目に係る情報収集等(順次)					
環境基準類型指定のあてはめ及び見直し	一般生活環境項目	利水目的、水質実態を踏まえ見直し	H15以降、32水域の見直し実施	追加項目に係る中環審等での検討	基準追加	追加項目に係る中環審等での検討	基準追加		
	水生生物保全	国指定47水域の類型指定実施	河川・湖沼37水域、海域1水域の類型指定実施	水生生物保全環境基準の類型指定検討(伊勢湾等9海域)					